官庁施設の構造関係基準に関する検討会 設置規約

(趣旨)

第1条 国土交通省が制定している「建築構造設計基準」及び「建築構造設計基準の資料」について、有識者から意見を聴取し、改定案に反映するため、官庁営繕部に「官庁施設の構造関係基準に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(委員)

- 第2条 検討会の委員は、別紙に掲げる者をもって構成する。
 - 2 検討会の委員は、必要に応じて追加を行うことができる。
 - 3 検討会に座長を置く。
 - 4 検討会の議事の進行は、座長が行う。

(検討会の議事)

- 第3条 検討会の議事は原則として非公開とする。
 - 2 検討会の議事概要については、検討会終了後速やかに作成の上、内容について委員に確認を得た後、国土交通省のホームページにおいて公開する。

(参考人の出席)

第4条 検討会は、座長が必要と認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員及び参考人は、検討会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職 を退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

附則

1 この規約は、令和2年9月30日から施行する。